

# 訪問看護ステーション は一とけあ運営規程

## （事業の目的）

第1条 株式会社ハートケアサービスが設置する訪問看護ステーションは一とけあ（以下「ステーション」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適正な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の提供を確保する事を目的とする。

## （事業の方針）

- 第2条
- 1 訪問看護においては、生活の質を確保し自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
  - 2 ステーションは、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
  - 3 ステーションは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
  - 4 ステーションは、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努め、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
  - 5 ステーションは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
  - 6 訪問看護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
  - 7 訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。
  - 8 前7項のほか、「青森市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第8号）」、「青森市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（平成25年条例第9号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

## （事業の運営）

- 第3条
- 1 ステーションはこの事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。
  - 2 ステーションは訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称：訪問看護ステーション は一とけあ
- (2) 所在地：青森県青森市青葉1丁目2番地22

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者：看護師 1名  
管理者は所属職員を指揮・監督し適切な事業の運営が行われるように総括する。但し、管理上支障がない場合はステーションの他の職務従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事する事が出来るものとする。
- (2) 看護職員：看護師又は准看護師 5名(内1名管理者と兼務)  
訪問看護計画書及び報告書を作成し(准看護師を除く)、訪問看護を担当する。

(営業日及び営業時間等)

第6条 1 ステーションの営業日及び営業時間は職員就業規則に準じて定めるものとする。

- (1) 営業日：毎日  
ただし日曜、祝日、年末年始(12/31~1/3)を除く
- (2) 営業時間：平日、土曜日 午前8:00~午後5:00まで  
※常時24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備する。

(訪問看護の利用時間及び利用回数)

第7条 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。但し医療保険適応となる場合を除く。

※介護保険の被保険者が医療保険適応となる場合は以下のとおり

末期悪性腫瘍その他厚生大臣が定める疾病の利用者及び急性憎悪による特別指示書を交付された利用者等

(訪問看護の提供方法)

第8条 訪問看護の内容は次の通りとする。

- (1) 利用者がかかりつけ医師に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用者に主治医がない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係区市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

(訪問看護の内容)

第9条 訪問看護の内容は次の通りとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置

- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) その他医師の指示による医療処置
- (10) 家族の支援、家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理

(緊急時における対応方法)

- 第10条 1 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。
- 2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告することとする。

(利用料等)

- 第11条 1 ステーションは、基本料金として介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。
- 介護保険で居宅サービス計画に基づく訪問看護を利用する場合は、利用者負担割合の額（1割又は2割、3割）を徴収するものとする。但し、支給限度額を越えた場合は、全額利用者の自己負担とする。
- 2 ステーションは、基本利用料の他以下の場合はその他の利用料として、支払を利用者から受けるものとする。
- (1) 訪問看護と連携して行われる死後の処置 10,000円
  - (2) 次条に定める通常の事業の実施地域を超える場合の交通費 1回あたり 500円
  - (3) 支払いを受ける場合は、あらかじめ実費に関してサービス内容の説明をし、同意を得て実施する。
- 3 法廷代理受領サービスに該当しない指定訪問看護に係る利用料の支払いを受けたときは、提供した指定訪問看護の内容、費用の額その他の必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(通常事業を実施する地域)

- 第12条 ステーションが通常事業を行う地域は、青森市とする。

(相談・苦情対応)

- 第13条 1 ステーションは、訪問看護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 ステーションは、提供した訪問看護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 ステーションは、提供した訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導

又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 4 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

#### (虐待防止に関する事項)

第14条 1 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を使用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

#### (身体拘束)

第15条 ステーションは、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

#### (事故処理)

第16条 1 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合は、速やかに市区町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講ずる。

- 2 ステーションは、前項の事故の状況及び、事故に際して採った処置について記録しその完結の日から2年間保存する。
- 3 ステーションは利用者に賠償すべき事故が生じた場合には、損害賠償を速やかに行う。

#### (その他運営についての留意事項)

第17条 1 ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、又、業務体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年12回

- 2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。退職後も同様とする。
- 3 ステーションは、職員又は職員であった者が、その業務上知り得た秘密を保持すべき旨を職員との契約内容とする。
- 4 ステーションは、職員に、その同居の家族である利用者に対する訪問看護の提供をさせないものとする。
- 5 ステーションは、適切な訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

- 6 ステーションは、訪問看護に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。また、ステーションは、医療及び特定療養費に係る療養に関する記録は3年間、診療録及び請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 7 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社ハートケアとステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

この規定は、令和7年4月1日から施行する。